

Ⅲ 指定の変更・廃止等について

1 指定内容及び加算に係る変更届出

(1) 指定内容の変更手続きについて

事業所や運営法人の名称・所在地、法人代表者・管理者・サービス管理責任者等に変更があった場合は、**変更の日から10日以内**に変更届出書を提出する必要があります。

提出書類の様式等は栃木県ホームページに掲載しています。

※電話・FAX番号、メールアドレス等の変更は届出事項ではありませんので、変更届出書の提出は不要ですが、電話やメールによりお知らせください。

(支給決定市町にも連絡してください。)

(2) 加算内容の変更手続きについて

加算を新たに算定する、加算の内容を変更する、加算を終了するにはいずれの場合も「介護給付費等（障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要です。（届出を必要とする加算に限る。）

毎月15日までに届出があったものについては翌月から、16日以降の届出に関しては翌々月からの適用となります。（新たな加算の算定、上位の加算区分への変更の場合。）

加算の算定の終了、下位の加算区分への変更の場合は、16日以降の届出であっても該当月からの適用となります。

なお、加算の算定については、あらかじめ届出が必要な加算と届出を要しない加算があります。報酬告示の中で「・・・に適合している（実施している）ものとして都道府県知事に届け出た・・・」と記載のあるものはあらかじめ届出が必要な加算です。詳しくは報酬告示をご覧ください。

提出書類の様式等は栃木県ホームページに掲載しています。

2 変更指定申請

以下のサービスについて、**利用定員を増やしてサービス量・支援量を増加させる場合、又は入所定員を増加させる場合は変更指定申請が必要となります。**(利用定員・入所定員を減少させる場合は変更届出が必要となります。)

障害者総合支援法に基づくサービス : 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型
児童福祉法に基づくサービス : 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

変更指定日は、毎月1日を基本とします。**変更指定申請書は変更する月の前々月の末日までに提出**してください。
必要書類は栃木県ホームページをご覧ください。

3 指定更新申請

指定指令書に指定期限（新規指定または更新から6年）が記載されていますので、期限までに指定更新の手続きを行う必要があります。
栃木県では原則として、各事業者に指定更新のお知らせ等はしておりませんので、指定有効期限は各事業者において管理してください。
※指定期限を過ぎた場合は給付費の請求ができなくなりますので御留意ください。

栃木県では**指定更新申請の提出の締切りを指定期限の前月末**としておりますので、期日までに提出をお願いします。
必要書類は栃木県ホームページをご覧ください。

4 廃止・休止等の届出

事業所が廃止・休止・再開する場合は届出が必要です。届出の提出期限は以下のとおりです。

廃止・休止しようとするとき → 廃止・休止の1か月前まで

再開したとき → 再開の日から10日以内

また、廃止・休止届には、現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名、希望サービス、異動先事業所等を記載したリスト（任意様式）を添付してください。

なお、休止期間は原則6か月以内です。6か月以内に再開が見込まれない場合（再開に向けた対応策がとられていないなど）は、廃止を検討の上、廃止届を提出してください。（再度、指定を受けることは可能です。）

提出書類の様式等は栃木県ホームページに掲載しています。